

令和8年度第1回広島市男女共同参画審議会会議録

1 開催日時

令和8年7月14日（火）13時30分から15時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

3 出席者

- (1) 委員（入江委員以降50音順）（15名中13名出席）
寺本会長、嶋治副会長、入江委員、岩崎委員、奥野委員、木谷委員、木村委員、杉崎委員、
宮本委員、森委員、山手委員、吉田委員、若川委員
- (2) 事務局（広島市）
人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

あり

6 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長、副会長選出
- (4) 会長、副会長挨拶
- (5) 議事
第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和7年度（2025年度）実施結果
及び第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和8年度（2026年度）実施計
画について
- (6) 閉会

7 資料

- (1) 第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和7年度（2025年度）実施結果
- (2) 第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和8年度（2026年度）実施計画

8 会議内容

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長、副会長選出
- (4) 会長、副会長挨拶
- (5) 議事
- (6) 閉会

9 発言の要旨

【寺本会長】

それでは、議事「第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和7年度（2025年度）実施結果及び第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和8年度（2026年度）実施計画について」、資料1-1及び資料1-2の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

（資料1-1及び資料1-2を説明）

【寺本会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

【入江委員】

資料8ページの新規事業「生理に関する啓発」について、参加人数16名とのことですが、どのような方が参加されたのでしょうか。例えば、高校生や社会人、女性・男性の内訳などが分かれば教えてください。

【男女共同参画課長】

講師は一般社団法人ココテラスひろしまの医師に務めていただきましたが、現在の資料では参加者の性別等を把握できておりません。後日、ゆいぽーとに確認し、改めて報告させていただいてもよろしいでしょうか。

【入江委員】

なぜ質問したかと言いますと、女性の生理に関する理解がなかなか進んでいない状況で、職場の中でも生理休暇が取りにくい状況があったりするので、様々な方たちに女性の月経についての理解を深めていただきたいと思います。こうした内容を社会人の方達が関心を示されているのか、学生さん達なのか興味がありましたので質問しました。

【岩崎委員】

実施結果について、2点ほど教えてください。

審議会委員の選任について、本会議も女性の寺本さんが会長になられて、副会長も女性になりました。女性委員の比率4割という目標は庁内でも定着していると思いますが、委員長・副委員長、もしくは会長・副会長などの女性の割合について、これまでスルーしてきたかと思っています。何か把握されている数字はありますか。正副どちらも会長、もしくはどちらかが女性である審議会の割合です。

【男女共同参画課長】

会長・副会長についての性別の調査は行っていません。

【岩崎委員】

我が国も総理大臣が女性になり、我が県も女性知事になって、そろそろ上のトップの方が変わらないといけない時代になってきていると思います。委員ベースの女性の割合でも一向に構わないのですが、その正副のポストへの女性登用についても、そろそろ意識する時代になってきたと感じています。次回で結構ですので、現状を知りたいと思います。

また、3ページの4番目にある「物品・役務、公共事業における入札優遇制度」の入札制度における加点についてお聞きしたいと思います。次の機会に担当課から説明いただいてもよいのですが、総合評価方式における「男女共同参画に積極的な企業」とは何を指してポイントをつけているのか、それが実際の入札結果にどのように機能しているのか、あるいは機能していないのか、そのあたりが気になっています。例えば、従業員の数なのか、あるいは何をもって公共工事事業の現場における女性参画と言うのかなど、仕組みがよく分かりません。お分かりでなければ次回、担当課にお聞きしたいと思います。

【男女共同参画課長】

同じページの5番目にある「男女共同参画推進事業者の顕彰」ですが、毎年だいたい12月頃に企業の皆様からの応募を開始しています。例えばワーク・ライフ・バランスに資する取組や、女性のキャリアアップ、キャリア形成を推進している企業などの中でも、他の企業の模範となるような取組をしているところを表彰する制度で、今年も5社を表彰したところです。表彰企業に対しては入札優遇制度を設けており、この表彰を受けるメリットの一つとなっています。建設工事であれば、男女共同参画に積極的な企業を優位に評価する評価項目を設け、点数として加点する仕組みになっています。

【岩崎委員】

つまり、表彰対象企業が加点対象という理解でよろしいでしょうか。

【男女共同参画課長】

そうです。表彰された企業に対して、そういった優遇制度を設けているものになります。

あと、先ほどの表彰制度の受賞企業のほかにも様々な優遇制度があるのですが、例えば広島市の「女性と若者が輝く企業」の認定を受けた企業であったり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、義務ではなく努力義務となっている100人以下の一般事業主行動計画を策定している企業であったり、そういった取組を行っている企業を優位に評価する制度になります。

【岩崎委員】

わかりました。私が何が引っかかったかということ、要は企業全体の話ということです。例えば、かなり大きな企業だったら、企業全体に係る表彰と、当該工事や当該事業における男女共同参画というのは、またちょっと違う話になってくると思いました。ある公共事業において、その事業の中での男女共同参画を指しているのかと思ったのですが、そうではなくて、あくまでも企業全体が男女共同参画に取り組んでいれば、その企業が行う個別事業参画において優遇するという考え方なのですね。

【男女共同参画課長】

はい、そうです。企業全体ということです。

【岩崎委員】

そこまで行政が口を出すのかどうかとは思いますが、ある意味、後の項目で出てくる理工系分野への女性人材の登用ということを考えると、もうちょっときめ細かく、やる気のあるところは評価するというようなやり方もあるのかなと思いました。ただ、疑問は解消しました。

【奥野部長】

昨年までの私の仕事で、建設業界の部会がありまして、その中で、入札等に関わる勉強会なども行いました。細かい話をすると、例えば、工事の種類にもよりますが、女性の現場監督などを入札する工事に登用すればポイントが付くといった項目もあります。また、最近はICT や IT 関係、男性・女性を問わず若年層の登用についても、プラスポイントになるような項目があったりします。そういったものを踏まえて、今の表彰制度なども含めて総合的に評価しながら、こうした取組に積極的な事業者を評価するという仕組みになっているということも補足として申し添えたいと思います。

【岩崎委員】

現場ベースの要素もあるということですね。分かりました。

【寺本会長】

奥野委員、ありがとうございます。他にご意見ご質問ございませんか。

【嶋治副会長】

私から3点です。まず、お手元に細かい数字がなければ、次回の審議会での回答で構いませ

るので、お願いできればと思います。

まず、資料1ページ目の基本方針1、基本施策1の7番「ダイバーシティに関する職員研修の実施」についてです。中堅職員409人、新任課長補佐級職員173人ということですが、これは広島市職員全体のどの程度に当たるのか、または対象者が該当者全員なのかということが一つです。それから、このダイバーシティに関する職員研修について、今年で何年目になるのか教えてください。

【男女共同参画課長】

対象者は、中堅職員研修については、採用4年目の職員全員で、新任課長補佐級職員研修は、課長補佐級に初めてなった方など、新任課長補佐級職員全員です。ちなみに、人数は、令和7年4月1日時点で、課長補佐級が1,111人中、女性が345人です。

【嶋治副会長】

男性、女性関係なく対象としているという理解でよろしいですか。

【男女共同参画課長】

はい。男性も女性も必ず受けています。

【嶋治副会長】

ダイバーシティ研修は、ぜひ男性によりしっかりと受けてほしい研修でもあると思っています。

2点目の質問なのですが、資料3ページの基本方針2、基本施策1の7番「広島市中小企業融資制度」についてです。こちらの実績は0件、0千円ということですが、非常に残念な結果になっており、中小企業支援課としてどのような分析をされているのか、お伺いできればと思います。せっかく制度があっても、使われなければ意味がありませんので、0件となった原因をどのように考えておられるのか教えていただければと思っています。また、制度の周知方法も含めてお聞かせいただければと思います。

3点目の質問です。7ページの基本方針3、基本施策1の8番「若者、女性等に対する就労支援」ということで、紙屋町シャレオにある就職氷河期世代等を対象にした窓口についてですが、利用者数がどのぐらいいらっしゃったのかということと、もし可能であれば、そのうち若者が何名か、女性は何名か、就職氷河期世代の方がどのぐらいいらっしゃったのかということが分かれば、と思っております。手元に数字が無ければ次回の審議会までにご用意いただければと思います。

【男女共同参画課長】

令和3年6月からシャレオで開設してまして、令和5年5月現在で延べ5,000人以上の方にご来場いただいています。だいたい年間2,500人くらいです。

【嶋治副会長】

窓口を利用された方が、希望する結果につながっているかどうかについても、もし可能であれば、次回の審議会でお伝えいただければと思います。

【木村委員】

5ページの基本方針2の4番「放課後児童クラブの運営」、5番「民間放課後児童クラブ運営費補助」について教えていただきたいのですが、こちらも担当課が違いますので、追っての回答でも結構です。4番は公的な機関で実施され、5番は民間と書いてありますので、民間の放課後児童クラブの運営に関するものと思っています。それで、4番は282クラスで実施とありますが、広島市内の小学校はいくつあって、そのうちどれくらいの割合で実施されているかが分かれば教えていただきたいと思います。また、4番のような放課後児童クラブは無料で運営されているのでしょうか。保育施設につきましては、比較的応募もしやすかったりしますが、働く父親・母親にとって放課後児童クラブの存在はとても大切というか、頼りにしている施設であると思っていますので、4番の事業について、公的な放課後児童クラブとして、無料で実施されているのであれば、こうした形でしっかり取り組んでいるのだということも含めて教えていただければと思っています。

【男女共同参画課事務局】

広島市には140校小学校があり、児童が極端に少ない5つか6つぐらいの小学校を除いて全ての小学校に放課後児童クラブがあります。有料かどうかということについて、3年ぐらい前までは無料でやっていて、おやつ代など実費分だけの徴収でしたが、現在は所得に応じて、一人3,000円ぐらい利用料を取る形になりました。

【木村委員】

ありがとうございます。ほとんどの小学校区で実施されていることが分かり、参考になりました。

【寺本会長】

放課後児童クラブが増えることは当然すごく良いことだと思いますが、親の立場からすると、やはり質も大事だと思います。何年か前に、利用する人数が非常に多い一方で、場所が十分に確保できていないケースもあり、夏休みなどは狭いスペースの中に子どもたちが何十人もいるという状況もあったと聞いています。漫画を読んだり本を読んだり、じっとして過ごすことが好きな子にはいいのですが、体を動かすことが好きな子は外で遊びたいという希望もあって、放課後児童クラブに行きたがらなくなったという声も聞いています。ただ、真夏は非常に暑いので、運動場で遊んだりプールを利用したりすることも難しく、子どもたちがストレスをためている状態をどう解消していくのかというのは、数年前からの課題だと思っています。

それから、有料化についてですが、うちの息子が通っていた頃は無料でした。ただ、おやつ代やエアコンの清掃費、それから当時はプール開放もあって、そのプールの監視員のシフト表を作るのも全て母親が担っており、かなりの負担でした。無料を維持すべきだという意見も結構あったと思いますが、有料化になって任せられるところは任せようという考え方もあり、保護者の負担軽減という面もあると思います。いずれにしてもメリット、デメリットはあると思いますが、放課後児童クラブを運営していく上では、お金とスタッフが大事だと思います。また、指導員の皆さんもかなり大変だと思います。子どもたちを相手にする仕事ですので、様々なことが起こりますが、勤務形態や処遇の面で必ずしも恵まれているとは言えず、なかなか長く続かないという問題もあると思います。

それでは資料1-2に移りたいと思います。こちらについて、ご意見、ご質問はありますか。

【嶋治副会長】

今回、広島市で組織改正をされて、こども・子育て政策室が新たに設置されたということで、先般からマスコミでも取り上げられていると思いますが、その部署と男女共同参画との関わり方について、今の時点で何かあれば教えていただきたいと思います。

【男女共同参画課長】

資料1-2の3ページ、基本方針2の基本施策1の7番「企業等における女性活躍や子育てサポートの推進」になりますが、これは市内企業の女性活躍や子育てサポートを推進するため、いわゆる「えるぼし」や「くるみん」といった、企業の魅力向上や人材確保・定着にも役立つ認定制度の取得を促進する事業です。昨年度の計画策定の際にもお伝えしましたが、広島県は「えるぼし」や「くるみん」の取得率が全国と比べても低い状況でして、それが転出超過につながっているのではないかとされています。企業の皆さんにも、「えるぼし」を取得するとういうようなメリットがあるということや、そもそも「えるぼし」や「くるみん」という制度自体を知らない企業も多いと聞いています。このため、まずは制度について知ってもらうことを目的に、昨年度からの取組になりますが、「えるぼし」や「くるみん」の制度を紹介するチラシを、先ほど事業者表彰の募集を12月にしているとお伝えしましたが、その募集案内を送る際に一緒に企業へお送りしています。

また、市内の「えるぼし」や「くるみん」認定企業数の増加に向けて、なぜ認定取得に至っていないのか、何が課題となって認定を取得できていないのか、取得を考えられないのかということを、まずは把握したいと考えており、今後の施策の参考とするため、一般事業主行動計画を策定している企業に対してアンケート調査を行うこととしています。担当課としては、男女共同参画課のほか、こども・子育て政策室、それから「ユースエール」という認定制度に関連がある雇用推進課、この3課が連携してアンケート調査の項目を検討しており、

これから送付するところです。その結果を踏まえて、こういった支援が必要なのか、これから考えていきたいと思っています。「えるぼし」と「くるみん」については計画の指標にもなっていますので、この3課だけでなく、例えば商工会議所さんや企業の方々などにもご協力いただきながら、できるだけ制度の周知を図り、「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」の認定企業を増やしていきたいと考えています。

【嶋治副会長】

制度は使っていただいて初めて意味があると思いますし、認知度が上がれば上がるほど、参加いただける企業も増えていくと思っています。ぜひ、しっかりアンケートで実際の民間企業の声を聞き、その結果を施策に生かしていただきたいと思っています。

【山手委員】

本業が社会保険労務士をしていまして、女性活躍推進法や次世代法に関する一般事業主行動計画の届出・登録等を行っている立場から言わせていただきますと、紙での提出は容易です。ただ、「両立支援のひろば」という一般事業主行動計画を公表するサイトを厚生労働省が運営していますが、誰が登録したのか分からなくなるとか、どのメールアドレスで送ったのか分からなくなるといったことがあります。そうすると更新ができない。それでまたサイトの管理者に問い合わせ、回答が来て、それでまた問い合わせるとか、そういうことがあります。そこでごたごたして諦める、というのが実際に中小企業では何社もあります。このため、手続きを行った際は、社労士である私のアドレスにもメールが届くようにしました。

また、去年様式が変わり、数値目標が要るようになりました。行動計画の届出書と、その数値目標との整合性が取れていないと労働局で受け付けてもらえず、再提出ということになります。それで心がくじけてしまい、「もういいや」となってしまう。

さらに、「えるぼし」「くるみん」を取得するには、ハードルが高いです。「えるぼし」「くるみん」には段階が四つ、五つあり、ランクがあります。最初から上のランクは取得できない。なかなかハードルが高くて、下から段階をクリアして、さらに上へ、という形になります。下の「えるぼし」を取得するにもハードルが高いですし、「くるみん」も同じです。

【寺本会長】

「えるぼし」、「くるみん」の認定を取得するためには、事務作業と労力がものすごいにかかってることですね。本末転倒だと言いたいぐらいの労力でしょうか。

【山手委員】

多くの女子生徒さんはネットで、その会社に「えるぼし」マークや「くるみん」マークがあるのかをしっかりと見ています。ただ、企業によっては認定の効果に懐疑的な声もあります。あのマークを見ると、「担当者さん、頑張ったんだ」という印象を持ちますが、その認定を取得するためにどれだけ労力がかかっているのかという部分は、直接は分かりません。女性へのアピール効果はあることはあるのですが、直接的なものではありませんので、積極的に登録しようという方が少ないのではないかと思います。

【寺本会長】

ある企業の方からは、「実際は男女共同参画が進んでいるのだけれども、どうしても申請ができないんだ」というお話を聞いたりもします。条件をどのように設定するかという問題もありますし、労力の問題もあります。でも、担当者が代わったことでメールアドレスが分からなくなり、手続きができなくなるというのは、ちょっと良くないですね。担当した方が産休や育休に入られた途端に分からなくなってしまう、そのまま尻切れトンボになってしまうというのは、制度の趣旨にも反するような気がします。

【岩崎委員】

今年の男女共同参画課の看板新規事業である理工系女子応援イベントについて、意見を申し上げたいと思います。前回も前々回も発言しましたが、非常に良い取組ですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思っています。その上で、理工系といっても非常に幅が広いですから、理工系というのは具体的に何を指しているのかということです。イメージとして、メディカルナースの分野はまた別なのだろうと思いますが、例えば女性の現場監督などの土

木・建築分野もありますし、将来ノーベル賞を取るような基礎科学の分野もあります。あるいは最近の AI や情報分野など、本当に様々です。理工系というのは幅広い上に、社会全体の男女共同参画を進めるための実践的な人材、即戦力となる女性人材を育成していかなければならない分野でもあり、対象は非常に多岐にわたっています。そこで、この事業としては、どういう分野の、どういう人材育成を念頭に置いておられるのかをお聞きしたいと思います。具体的に言うと、今回の第1回の講師はどのような分野の方をお願いするのか、また、どのような仕事を体験してもらうことを考えているのかという点です。これは少し余談になりますが、広島県の私立大学で来年、農学部を新設するところがあります。修道大学です。そうした中で、農業分野を対象に含めるのかどうかといったことも気になります。この事業には大きな期待を持っていますので、今後どのようなイメージで展開していこうと考えておられるのか、ぜひもう少し詳しく教えていただければと思います。

【男女共同参画課長】

まずこの理工系分野というところなんですけれども、確かにいろいろな分野があります。先ほど言われたような AI や情報の分野もあると思いますが、今回、仕事体験ブースや学校紹介ブースなどで考えているのは、いわゆる科学実験やプログラミング教室、CAD 体験などです。こういったことをまず体験してもらって、対象が中学生・高校生になりますので、人材育成という意味では、もっと手前の部分になるのですが、まずはこのイベントを通じて興味を持ってもらえたらと思っています。参加企業については、プロポーザルで委託した企業が様々な企業に声をかけているところです。例えば食品製造会社さんだったり、建設関係の企業なども視野に入れています。できれば、馴染みのある広島市内の企業さんに参加いただければということで、今まさに呼びかけを進めています。大学についても、広島市内にキャンパスを有し、理工系分野の学部を設置している大学を中心に参加を呼びかけています。そのため、まだ具体的な企業名や大学名については、お答えできませんが、前向きな回答はいくつかいただいております、10月のイベントに向けて、現在準備を進めているところです。講演については、内閣府男女共同参画局が進めている理工チャレンジ、いわゆる「リコチャレ」の取組の一つとして、STEM Girls Ambassadors という理工系女子応援大使という方々がおられます。その中からお一人に、今回の講演会をお願いする予定です。

【岩崎委員】

今日のところは、だいたい分かりました。要は何が言いたいのかといいますと、できるだけ幅広い分野で、多くの子どもたちが若いうちから仕事や研究に接する機会を増やしていただければということです。その中で、この事業で言うと、先ほどの話にもありましたが、例えば女性の現場監督を使いたいけれども人材がいらない、ということが、おそらく現に起こっているんだろうと思います。このため、現場であったり、もちろん医師や看護師はいらないというわけではなくて、医学・薬学・看護学も当然理工系に入るといえますし、そうした分野も含めて、より現場のニーズを勘案した幅広い分野の後押しをしていただきたいと思います。おそらく継続事業になるとすれば、そのバランスをとった形で推進していただくことを希望しております。以上です。

【木村委員】

山手委員から、「えるぼし」認定の取得が難しいというお話をいただきましたので、少し補足をさせていただきます。認定基準につきましては、全国共通の国の基準ですので、厳しいかもしれませんが、労働局ではお気軽にご相談をお受けしていただき、相談対応もさせていただいておりますので、ぜひチャレンジしていただきたいと思います。

あと、ご紹介だけさせていただきたいのですが、広島労働局では6月末に「認定企業のひろば」というサイトを労働局のホームページの中に作りました。この「認定企業のひろば」は、認定企業の取組と、認定を受けられた会社のホームページ、それから、その会社がハローワークに求人を出していれば、その求人情報も横に並べて紹介しています。広島県には、こんなにたくさん認定を受けた企業があり、魅力的な取組をされている企業があるということを知っていただきたいですし、将来的には人材の確保にもぜひつなげていただきたいと思います。皆様におかれましても、広島労働局のホームページをクリックしていただくと、一番上に出ますので、ご紹介やご周知にご協力いただければと思っています。

【若川委員】

9ページなんですけれども、基本方針3「安心して暮らせる社会の実現」の中の、12番で『自助グループ』による居場所づくり支援」ということで、非常に良い取組だと思いました。しかしながら、チラシに3人以上の当事者で構成されたグループという記載がありまして、一人で悩んでいらっしゃる方であるとか、そういった方も救えるようなグループのマッチングなどもできたらいいと思います。ゆいぽーとのホームページで、こういった自助グループがあるのかというのが掲載されるという説明がありましたが、次にチラシを作成される際でもいいと思うのですが、このチラシを見た方が、今どんな自助グループがあるのかなど、問い合わせができるような工夫があれば、一人で悩んでおられる方も、こういった仲間づくりにつながる窓口ができるのではないかと思います。意見を述べさせていただきました。以上です。

【寺本会長】

私の感想として、自助グループというのは、どういうテーマのグループを想定されているのか分からなかったのですが、そんなに深刻でない悩みであれば、自助グループで共有することで負担が軽減されたりすることがあると思います。ただ、あまり重いテーマになると、新たな問題が起きる可能性があったりして、客観的に見られなくなってしまうことがあります。とはいえ、重いテーマで利用したいと言われたときに、「利用できません」とするのも難しいと思います。そこに、上手く、その問題について客観的にアドバイスができる人が入ることまで想定されているのか、あるいは今後そういう必要性が出てくるリスクも考えておく必要があるのではないかと思います。部屋だけ貸しますので話してください、助け合ってくださいという形だけだと、少し無責任かなという印象を持ちました。もちろんテーマによると思います。日常生活の中の人間関係の悩みなどで、身近な人にはあまり話したくないということであればよいと思うのですが、私たち弁護士が関わるような案件になると、自助グループだけでの対応は相当難しいという印象を持っています。そうした点を頭に置いて活動していただけたらと思っています。

【森委員】

基本方針3「安心して暮らせる社会の実現」の4番「女性相談員研修会の実施」ですが、現在、女性相談員というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

【男女共同参画課長】

女性相談員は、現在、5名います。

【森委員】

その下に記載している取組の「窓口業務に携わる職員等への研修会の実施」についてです。DV 防止に関する研修会を1回、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修会を1回実施するとなっていますが、女性相談員の研修会はどれくらいの頻度で行われるのか、お尋ねしたいです。

【男女共同参画課長】

臨床心理士や弁護士等の専門的知識を有するアドバイザーが研修を行っています。実際のケースなどを参考に、「こういった形で対応したんだけど、どうだろうか」といったことを検討しています。令和7年度は1年間で16回実施していますので、月1回から2回くらいということになります。相談員全員が参加できることもありますし、休みだったり相談が入っていて参加できないこともありますけれども、原則として、できるだけ全員が参加できるような形で研修会を行っています。

【森委員】

相談員になるための資格要件はありますか。例えば、心理カウンセラーの資格を持っているとか、何かしらの有資格者が相談員になっているのでしょうか。

【男女共同参画課長】

次のいずれかに該当することが要件となっています。まず一つが、社会福祉士、精神保健

福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、看護師、またはフェミニストカウンセラーのいずれかの資格を有する人です。

二つ目が、学校教育法に基づく大学等を卒業した人で、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科、又はこれらに相当する課程を専攻した人です。

最後に、学校教育法に基づく大学等を卒業した人で、福祉分野における実務経験または相談業務に2年以上従事した人です。この三つの要件のいずれかに該当する人ということになります。昨年度からは、看護師やフェミニストカウンセラーといった資格も条件に加えた結果、募集した際の応募者数も増えています。

【寺本会長】

女性相談員が5名ということですが、困難女性支援法ができたことによって、以前以上に多様な相談や難しい相談が寄せられているのは間違いないと思います。人数が5名で足りているのかという根本的な問題もありますが、やはり専門性が求められる分野で、心理師や看護師、保健師の資格を持っているからといって、すぐに的確な相談対応ができるというものではないと思います。また、会計年度任用職員であるため雇用が不安定で、長く勤務できる方が少ないという課題もあります。さらに、業務に従事する中で、相談員自身がメンタル面で課題を抱えてしまうこともあります。そうした点については、もっと支援を充実させていかなければならないと思いますし、心理士や弁護士などの専門家とつながることができるツールも増やしていく必要があると考えています。以前と比べると、支援調整会議への参加や同行支援など、積極的に動かれていることは私の目から見ても分かります。ただ、その分、電話相談を受ける時間は削られることになりそうですし、本当に無理なく業務が回っているのだろうかという点は心配しています。

【男女共同参画課長】

相談員の二次受傷と言われていますが、相談をしていたら自分の心を病むというか、真面目な人ほど家に帰っても仕事のことを考える、という話も聞いていますので、「家で考えるのはやめましょう」と声をかけたりしています。そういったこともあって、臨床心理士に自分のもやもやしたところを話して、カウンセリングではないですけども、「こういうふうに思ったらいいよ」といったアドバイスを受ける機会を、この研修会の中で設けています。

また、採用してすぐに相談を受けられるわけではありませんので、まずは広島市のDVセンターで作っているマニュアルを読んだり、国が作っている研修用のマニュアルや動画を見て知識や技術の習得を図るようにしています。動画はかなり数があって、まずは1か月ぐらいかけて勉強してもらい、その間、ほかの女性相談員は電話相談や面接相談を受けていますので、そうした相談対応を聞きながら勉強してもらいます。だいたい1か月ぐらい経験した後、対面での面接相談にほかの女性相談員と一緒に横に座って、「こういう感じで面接するんだな」ということを実践で学びながら研修しています。

5名体制になって、先ほど申し上げた区役所への出張相談や同行支援についても、人数が少なかった時よりは、よりスムーズにできていると思います。また、これまで人数が少なく、外部研修になかなか行けなかった部分もあったのですが、そこも徐々に、研修を受けたいという希望があれば、できるだけ受けてもらうようにしています。資質や能力を高めていただく機会も、人数が増えたことで、少しずつ増えていると思います。

【寺本会長】

ありがとうございます。この女性支援や、もう少し広げて性被害のワンストップセンターなど、各県でいろんな団体がいろいろな方法で支援を行っていて、全国で支援の質が統一されていません。このため、各県がどういう取組をしているのか、各市がどういう取組をしているのかという情報を共有できる場に、実際に現場で動いている方に参加してもらうことが一番有効なのではないかと思っています。

【入江委員】

資料12ページの「産後ケア事業」について、昨年度まで産後ケア事業が半年未満となっていたものを1年未満に拡充していただいて、本当に助かる方たちが増えるのではないかと思います。ご検討いただき、ありがとうございました。

また、13ページの「SNS を活用した男女共同参画に係る啓発事業」について、インスタグラムのアカウントで広報するという事になっています。インスタグラムの QR コードを積極的にアピールすることで、フォロワー数の増加につながると思います。

それと、12ページの基本施策3「生と生殖に関する健康と権利の浸透」の「男女共同参画推進センターにおける生理講座等の開催」についてです。生理に関する講座が、2026年度からは「男性のための」となっていますので、今後は男性を対象とした生理講座になるという理解でよろしかったでしょうか。また、男性を対象にするということは、主に企業向けということになるのでしょうか。企業の中で、女性が生理休暇を取得しやすいとか、生理に対する理解を深めるといった内容を目的として、男性を対象に実施されるのかなと思ったのですが、その認識でよろしいでしょうか。

【男女共同参画課長】

令和8年度の実組内容として、男性のための生理講座などを開催することとしております。この7月に男性の方を対象にした生理講座を行います。今年度は開催回数2回ということで、1回は男性向けの生理講座です。あともう1回がどのような内容になるかは、まだ未定ですが、今後、男性向けしか行わないということではありません。

【入江委員】

はい、分かりました。最後に、その下の取組の「性と健康に関する相談」のところで、各区の地域支えあい課において、こういった相談事業をされるということになっていますが、広島県にも性と健康に関する相談支援センターというのがありますので、広島市と県との棲み分けであったりとか、この相談に関する広報はどのようにされているのか、質問させていただきます。

【男女共同参画課長】

すみません、県と市がどのように棲み分けをしているかといったところは、ちょっと把握していないので、そこは健康推進課やこども青少年支援部の所管課に確認して、またご回答させていただきます。

【入江委員】

これはどのように広報されているのでしょうか。どこかで、この相談をやっているということは載っているのでしょうか。性別を問わず、思春期、妊娠、出産、病気の悩みなどの健康相談に応じるとありますが、どこかで広報されていますか。

【男女共同参画課長】

それも合わせて、こういった広報をしているのか確認します。

【入江委員】

ルートが分からなければ相談に行きようがないと思うので、確認をよろしくお願いします。

【寺本会長】

ご指摘のとおり、地域支えあい課でこういった相談を受けているということは、私も知りませんでした。相談の際に性に関する相談があった場合に対応していると受け止めましたが、もう少し大々的に看板を掲げているのかもしれませんが、ちょっと次回までに調べていただいて、どのような具体的な取組なのかというのを教えていただくと助かります。

【吉田委員】

14ページの10番「DV 専門法律相談事業」と11番「DV カウンセリング事業」について伺いたいと思います。私も仕事で DV 対策の部署にありまして、警察では年間2千数百件ぐらいの DV 相談があります。その中には事件化したものや、警察で相談を受けて、比較的危険度が高いものについては、犯人を逮捕したり、被害者の方を避難させたりといった対策を講じていますが、そこまで危険度は高くなくて、家庭内でのトラブルのような案件もたくさんあります。この10番と11番の事業について伺わせてもらって、そういった対策につなげられればなと思ったので、お聞きしたいです。具体的にどのようなことをされているのか、決まっているも

のがあれば教えてほしいです。

【男女共同参画課長】

具体的なところで言いますと、まず DV 被害者の方から電話であったり、面接、対面での相談を受けますが、その時点では、ご本人が今どのぐらい危険な状態なのか分かっていなかったり、まだ気持ちが揺れ動いていたりするところもあります。そのため、女性相談員も、まずは被害者の身の安全を第一に考えてほしいということで、警察への相談を促すこともありますし、110番登録について情報提供することもあります。また、必要であれば近くの警察署などに相談して、何かあった時にはすぐに連絡して対応してもらえるような形にすることについて助言することもあります。また、そういう方が希望されれば、14ページにある DV 専門法律相談事業を利用していただいたり、心の方に悩みがあつて、ご自身の気持ちもまだ揺れ動いているようであれば、それをまずカウンセリングで整理することも大切ですので、希望された方には DV カウンセリングを受けていただいたりしています。どちらも無料で受けられる事業であり、情報提供のみを行う場合もあります。さらに、警察に行くのは一般の方だとハードルが高かったりすることもありますので、相談員が同行して、一緒にお話をさせていただくこともあります。

【吉田委員】

ということは、10番と11番は、その相談をされた方に対して、10番であれば提携されている弁護士、11番であれば提携されている心理士を紹介するという形ですか。

【男女共同参画課長】

はい。希望される方は、日程調整等を DV センターでさせていただいて、必要であれば同行支援ということもさせていただきます。

【吉田委員】

DV センターが窓口になって、そういう紹介をされるということですか。

【男女共同参画課長】

はい。

【寺本会長】

ちょっと補足させてください。10番、11番については、市役所の DV センターに相談が来て、まず電話で状況を聞いて、その後面談を行います。ただ、面談まで来られた方全員が、弁護士相談を希望したからといって、この制度につないでいるかというと、おそらくそうではありません。なかなか自分の状況をしっかり説明できない方や、支援員がついていかないと、うまく支援が継続しなさそうな方もいますので、DV センターの女性相談員が同行し、登録している弁護士事務所まで一緒に行って、そこで法律相談を受けるという形をとっています。その相談料は市で負担しています。ただ、それも予算が限られていますので、ご本人が「私は DV 被害者です。弁護士による支援を希望しています」という方であれば、法テラスの DV 等法律相談援助の専門窓口をご案内する場合があります。その方が法テラスに電話をかければ、DV 事案に対応できる弁護士の名簿がありますので、そこにつながるという形になります。例えば警察が110番通報で対応した際に、「離婚を考えていて相談したいけれど、どこに相談したらよいか」という質問を受けた場合、自分で相談できそうな方であれば、法テラスの DV 相談をご案内するのが一番早くて確実だと思います。この10番、11番というのは、DV 被害に遭っているにもかかわらず、自分が被害者だという認識がなかったり、最終的に逃避の決断ができなかったり、あるいは重い精神疾患を抱えていて説明がなかなかできないような方が適していると思います。

それでは時間も迫ってきましたので、質問についてはここまでにしたいと思います。

以上で本日の議題はすべて終了しました。